

外貨建 MMF(マネー・マーケット・ファンド)累積投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様と松井証券株式会社(以下「当社」といいます。))との間の外貨建マネー・マーケット・ファンド受益証券(以下「外貨建 MMF」といいます。))の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款にしたがって外貨建 MMF の累積投資の委任に関する契約(以下「本契約」といいます。))をお客様と締結します。

第2条(契約の申込み)

お客様は、次の銘柄について、本契約を申込みことができます。

買付ける有価証券：ゴールドマン・サックス・米ドルファンド・受益証券(アイルランド籍オープンエンド契約型外国投資信託)

2. 前項の申込みは、当社または当社の委託を受けた者が電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、お客様がその使用する電子計算機を用いて送信することによって、その申込みの意思表示を行うものとし、当社が承諾した場合に限り累積投資契約が締結されるものとします。ただし、すでに他の累積投資約款において申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の金銭の払込みをもって申込みが行われたものとします。

3. 本契約が締結されたときは、当社はただちに外貨建 MMF 累積投資口座(以下「口座」といいます。))を設定します。

4. 外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。

第3条(取引日等)

この約款において、営業日とは、国内金融商品取引所の休業日以外の日をいうものとします。また、取引日とは、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(以下「GS 米ドルファンド」といいます。))に関しては、営業日のうち、ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行並びにニューヨーク証券取引所のすべてが営業している日をいうものとします。

第4条(金銭の払込み)

お客様は、外貨建 MMF の取得にあてるため、当社が定める金額以上の金銭(以下「払込金」といいます。))を円貨相当額で、口座に払込むことができます。

第5条(取得の申込み、時期および価額)

お客様は、外貨建 MMF の取得を申込み場合、申込金額を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。

2. 当社は、お客様からの取得の申込みが取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨建 MMF をお客様に代わって取得します。また、お客様から取引日以外の日に取得の申込みがあった場合、その翌取引日に当該申込みがあったものとして取扱います。

3. 当社は、前項の申込みがあった場合、申込みがあった日の翌取引日までに払込金を受入れます。

4. 第2項の取得価額は、申込日の基準価額(または純資産価格。以下同じ。))とします。

5. 第1項および第2項の規定にかかわらず、当社は、申込日の1口あたりの基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額を下回った場合には、当該外貨建MMFの取得の申込みに応じないものとします。
6. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込みが中止され、またすでに行われた買付の申込みの受付が取消されることがあります。
7. 取得された外貨建MMFの所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第6条(保管)

本契約によって取得された外貨建MMFは、当社において、コースごとに混合して保管します。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関に再寄託することがあります。

2. 前項により混合して保管する外貨建MMFについては、次の事項について同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 保管している外貨建MMFに対し、寄託された外貨建MMFの額に応じて共有権を取得すること。
- (2) 新たに外貨建MMFを寄託するときまたは寄託された外貨建MMFを返還するときは、その外貨建MMFの寄託または返還については、外貨建MMFを寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

第7条(果実の再投資)

前条の保管にかかる外貨建MMFの果実は、前月の各コースの最終取引日(その翌取引日以降に取得した場合については当該取得日)から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、当該お客様の口座に繰り入れ、コースごとにその全額をもって当該最終取引日の基準価額でお客様に代わって遅滞なく取得します。

2. 前項の規定にかかわらず、当月の最終取引日の基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額を下回った場合には、最終取引日以降最初の取得にかかる基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額に復した計算日の翌取引日にお客様に代わって取得します。

第8条(返還)

当社は、お客様から返還の請求が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各コースの円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客様から取引日以外の日に返還の請求があった場合、当該請求日の翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。

2. 前項の請求は、GS米ドルファンドについては1口単位とし、所定の手続きによりこれを行うものとします。

第9条(解約)

本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から解約の申出があったとき
 - (2) 当社が外貨建 MMF の累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) 本契約にかかる外貨建 MMF が償還されたとき
 - (4) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合
 - (5) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
 - (6) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
 - (7) 当社取引規程に定める口座解約事由に該当したとき
 - (8) やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき
2. 本契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨建 MMF および果実を第 8 条に準じてお客様に返還します。

第 10 条(届出事項等の変更)

- 当社への届出事項等に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出させていただきます。
2. 前項の届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第 11 条(その他)

- 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
2. 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
- (1) 届出印の押捺された所定の受領証と引換えに、または別に定める契約等に基づき外貨建 MMF もしくは果実を返還した場合
 - (2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために本契約に基づく外貨建 MMF もしくは果実を返還しなかった場合
 - (3) 天災地変その他の不可抗力により、本契約に基づく外貨建 MMF の取得、または外貨建 MMF もしくは果実の返還が遅延した場合
3. この約款の変更に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

以上
2020 年 4 月